

東海市予算決算会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

東海市長 花 田 勝 重

東海市規則第26号

東海市予算決算会計規則の一部を改正する規則

東海市予算決算会計規則（昭和62年東海市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第173条の3」を「第173条の6」に改める。

第45条中「第112条」を「第110条」に改める。

第108条中「第243条の2の2第1項後段」を「第243条の2の8第1項後段」に改める。

第109条及び第110条を削る。

第111条の見出し中「徴収又は収納を委託した私人」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条中「私人に徴収又は収納を委託した」を「法第243条の2第1項の規定による歳入等（法第231条の2の2に規定する歳入等をいう。以下同じ。）の収納に関する事務の委託をした」に、「委託に係る歳入及び委託の内容」を「当該委託をした事務の内容及び当該事務に係る歳入等」に、「当該私人」を「指定公金事務取扱者（法第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者をいい、歳入等の収納に関する事務の委託を受けた者に限る。以下同じ。）」に改め、同条を第109条とする。

第112条中「徴収又は収納の委託を受けた者は、」を「指定公金事務取扱者は、その」に、「歳入を速やかに納付書若しくは現金払込書により、又は収納の」を「歳入等を、その」に改め、「計算書（」の次に「当該計算書に記載すべき事項を記録した」を、「添えて、」の次に「速やかに」を加え、同条を第110条とする。

第113条及び第114条を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に徴収又は収納の委託を受けた者が行う歳入の払込みについては、なお従前の例による。